

平成26年5月28日

まちづくり委員会資料

平成26年第2回定例会 専決処分報告の説明

報告第12号

市長専決処分第6項 訴えの提起及び和解について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告[家賃滞納者]

	区分	被告の氏名	居住の開始	使用の承継
1	滞納者	** **	H7.3.5	H18.3.29
2	滞納者	** **	S48.7.1	—
3	滞納者	** **	H16.2.1	H17.7.4
4	滞納者	** **	H23.5.1	—
5	滞納者	** **	H12.12.1	H14.8.22

*1 未払月数 7箇月分～13箇月分

*2 未払家賃の額 171,883円～1,189,571円

2 市営住宅の明渡しを求める対象者

市の納付指導にもかかわらず家賃を納付しない滞納者のうち、家賃を3箇月分以上滞納し、明渡請求以外に滞納解消が図れない者

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

- ・川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、完納しない場合は、明渡しを請求する旨を通知したが、納付がなされなかった。
- ・市営住宅明渡請求書を送付し、賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。
- ・退去の意思が認められないことから、建物明渡請求の訴えを提起した。

	予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1, 3, 5	H24.10.19	H25.12.13	H26.3.27	H26.4.24
2	H25.10.25	H25.12.13	H26.3.27	H26.4.24
4	H25.10.25	H25.12.26	H26.4.10	H26.4.24

4 訴え提起件数

平成24年度 44件、平成25年度 40件

報告 和解について

1 相手方及び和解内容

	相手方	未払状況		支払計画		家賃月額
		未払月数	未払家賃	回数	分割支払月額(内)最終回	
1	** **	58 箇月分	951,200 円	48 回	20,000 円 (11,200 円)	16,100 円
2	** **	5 箇月分	154,100 円	8 回	20,000 円 (14,100 円)	36,300 円
3	** **	21 箇月分	611,900 円	41 回	15,000 円 (11,900 円)	27,400 円
4	** **	20 箇月分	1,935,300 円	49 回	40,000 円 (15,300 円)	95,400 円
5	** **	32 箇月分	554,500 円	37 回	15,000 円 (14,500 円)	15,100 円
6	** **	32 箇月分	905,300 円	61 回	15,000 円 (5,300 円)	52,300 円
7	** **	32 箇月分	1,167,200 円	59 回	20,000 円 (7,200 円)	59,000 円
8	** **	12 箇月分	325,400 円	33 回	10,000 円 (5,400 円)	22,300 円

2 即決和解

当事者間の法的な紛争について、合意に達する見込みのあるとき、簡易裁判所に対して、請求の趣旨、原因、争いの実情を示して申し立てを行い、簡易裁判所の仲介によって和解を成立させる手続きである。(民事訴訟法第275条第1項)

和解が成立すると和解調書が作成され、この和解調書の記載は、確定判決と同一効果がある。

3 和解理由

相手方は、本件市営住宅の家賃を長期間滞納しており、未払家賃の一括支払が困難であるが、居住の継続を希望しており、即決和解したい旨の申出があったため。

4 管轄裁判所

川崎簡易裁判所

5 和解成立件数

平成24年度 59件、平成25年度 37件

滞納による法的措置に係る手続きフロー

